

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び
第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類

2021 年 10 月 1 日

株式会社 F J ネクストホールディングス

株式会社 F J ネクスト

2021年10月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社FJネクストホールディングス
代表取締役 肥田 幸春

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社FJネクスト
代表取締役 肥田 幸春

株式会社FJネクストホールディングス（以下「分割会社」という。）と株式会社FJネクスト（以下「承継会社」という。）は2021年4月27日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、分割会社の「不動産特定共同事業、グループ経営管理事業及び事務管理事業を除くすべての事業」に関する一切の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を実施いたしました。

会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号および会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

1. 吸収合併の効力を生じた日

2021年10月1日

2. 吸収分割会社における事項

(1) 吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

会社法第784条の2の規定による本件分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求にかかる手続の経過

吸収分割会社は、会社法第785条第4項に基づき、2021年9月10日に株主に対して電子公告を行いました。同条第1項による株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求にかかる手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者異議にかかる手続の経過

分割会社は承継会社に承継した債務について重畳的債務引受をしていることから、会社法第789条の規定による債権者異議申述は本件分割に適用がありません。

3. 吸収分割承継会社における事項

(1) 吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による本件分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求にかかる手続の経過

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者異議にかかる手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2021 年 8 月 16 日に官報公告を行い、また、同日付けで知れたる債権者に個別催告を行いました。異議申述期限までに同条 1 項による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2021 年 10 月 1 日付けで、分割会社から「不動産特定共同事業、グループ経営管理事業及び事務管理事業を除くすべての事業」に関する一切の権利義務を承継いたしました。これにより、承継した資産および負債の額は、それぞれ 106 億円、9 億円（いずれも概算値）でした。

5. 本件分割に係る変更の登記をした日

2021 年 10 月 1 日

6. その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません

以上